

2015 年 11 月 30 日

意見書

原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ座長
山内 弘隆 様

委員
遠藤典子

出張のため出席がかなわず、意見書をご提出申し上げます。

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画における核燃料サイクル、事業環境整備の在り方を前提とするならば、使用済核燃料の再処理等事業の持続可能性を担保するために、安定的資金確保のための拠出金制度を確立することは適正な政策措置と考えます。

ただし、新たに設置される「新法人」について、再処理等の実施に責任を負う主体であり、国が必要な関与を行うことができる認可法人と位置づけられていますが、あくまで再処理等の実施主体はこれまで通り株式会社日本原燃以外ではなく、競争入札も行われず業務受託した日本原燃の再処理等事業が円滑に運営されることを確実に担保したものではないという点、むしろ「新法人」と日本原燃との間で実施責任の所在が曖昧になりかねない点に、留意すべきであると思われます。

国の関与については、認可法人に設置される外部有識者を構成員に含む委員会の人事等を承認することを中心に行われるとされていますが、今後、仮に再処理等事業の実施が依然として滞り、新法人に係るガバナンスが機能しない等の問題が生じるようなことがあれば、責任の所在を明らかにする意味において、新法人による日本原燃への出資というオプションも含め、柔軟に制度を見直す必要があるということを、意見として申し上げたく存じます。